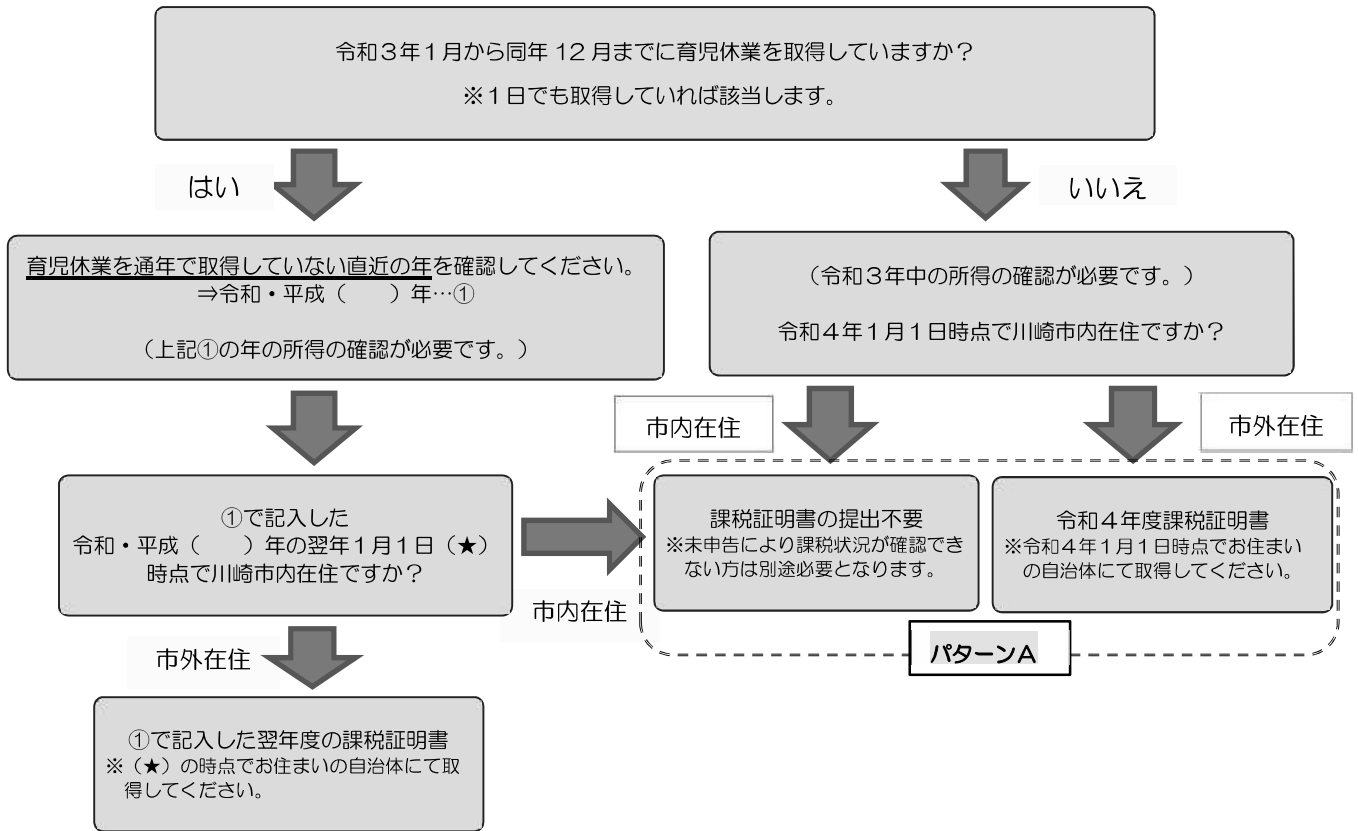


《課税証明書の提出要否・必要年度フローチャート》（令和5年4月から令和6年3月入所の場合）

前ページの世帯状況に応じて必要な書類の「対象年度の住民税課税（非課税）証明書（写し）」について、以下のフローチャートにより書類提出の要否及び必要な課税証明書の年度の確認をお願いします。

なお、下記の育児休業（産前・産後休暇は除く。）については、申請児童以外の児童での取得分も含まれます。

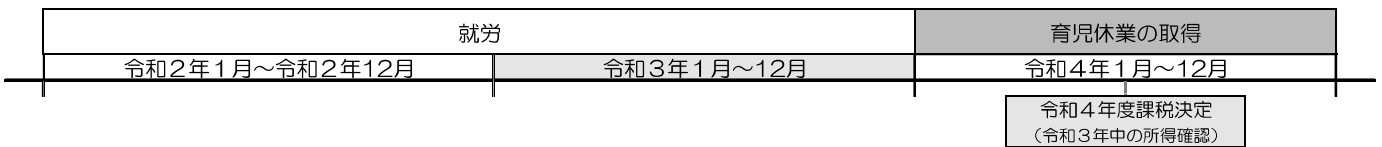


【例】上記①の年が

- 令和2年の場合
⇒令和3年度住民税課税証明書（令和3年1月1日時点で川崎市外在住）※下記の【パターンB】
- 令和元年（平成31年）の場合
⇒令和2年度住民税課税証明書（令和2年1月1日時点で川崎市外在住）※下記の【パターンC】

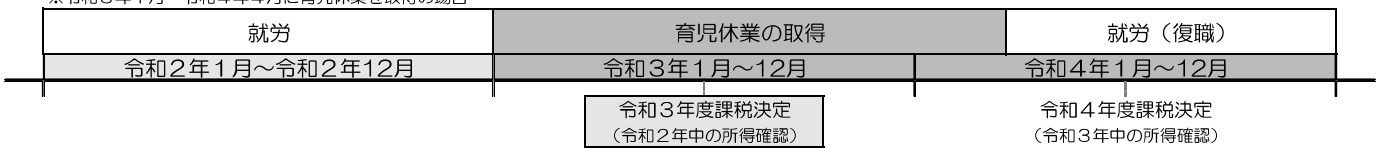
＜育児休業を通年で取得していない直近の年の考え方＞

【パターンA】（令和3年1月～令和3年12月の1年間に育児休業の取得なし）
⇒令和3年の1年間の所得確認が必要



【パターンB】（令和3年1月～令和3年12月の1年間に育児休業の取得あり）
⇒令和3年中は育児休業を取得しているため、令和2年中の所得確認が必要

※令和3年1月～令和4年4月に育児休業を取得の場合



【パターンC】（令和2年途中から令和3年中まで育児休業の取得あり）
⇒令和2年から令和3年まで育児休業を取得しているため、令和元年（平成31年）中の所得確認が必要

※令和2年11月～令和3年12月に育児休業を取得の場合

